

自主的避難等対象区域で4校のスイミングスクールを運営している申立人について、スクール会員が原発事故により自主的避難をしたため会費収入が減少したことに伴う逸失利益（東京電力に対する直接請求で控除された、原発事故後に増収となったスクールの増収分が非控除とされた）が賠償された事例。

（全部）和解契約書

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）について、申立人株式会社X（以下「申立人」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

第1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力が及ばないことを相互に確認する。

記

- | | |
|--------|------------------------------|
| 1 損害項目 | 営業損害（逸失利益） |
| 2 期 間 | 自 平成23年12月1日
至 平成24年5月31日 |

第2 和解金額

被申立人は、申立人に対し、前項の損害項目（同項記載の期間に限る。）についての和解金として、金1312万3773円の支払義務があることを認める。

第3 支払方法

（省略）

第4 清算

申立人及び被申立人は、第1項記載の損害項目（同項記載の期間に限り、その遅延損害金を含む。）については、本和解に定めるもののほか、当事者間に何らの債権債務がないことを相互に確認する。

第5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が署名（記名）押印の上、各自1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。
平成25年2月28日

（仲介委員 加藤俊子）